

第3回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和6年3月29日(金) 午後10時00分 午前11時15分
2 場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	
推進委員	建山推進委員、原 一馬推進委員、大藤推進委員、増田推進委員、 田中推進委員、岡田推進委員、土居推進委員、須賀推進委員、 原 潤子推進委員、大木推進委員、亀田推進委員、片田推進委員、 佐伯推進委員
4 説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第11号 農地法第5条の規定による許可を受けた土地における履行延期承認申請について 議案第12号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について 議案第13号 竹原市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)について 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第6号 農地法第4条の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和 6 年第 3 回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5 番赤坂委員を指名いたします。 それでは、日程第 1、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,219 m²です。 申請の事由は、経営規模を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、一般野菜を作付けする予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から北西へ約 250m 付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 それでは、日程第 2、議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 1 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、西野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 402 m²の内 270 m²です。 広島県が砂防堰堤工事を行う際に資材置場として使用した跡地を申請者が〇〇を務める近隣の〇〇の駐車場の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。

増田 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から北西へ約 200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番と 2 番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計 2 筆、地目は田が 1 筆、畑が 1 筆、面積は計 1,487 m ² です。 2 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目は田が 1 筆、畑が 2 筆、面積は計 1,798 m ² です。 1 番及び 2 番の農地を一体的に活用し、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから南東へ約 100m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番と 4 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3～4 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも畑、面積は計 653 m²です。 4 番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計 4 筆、地目はいずれも畑、面積は計 2,263 m²です。 3 番及び 4 番の農地を一体的に活用し、広島県が行う治山激甚災害対策特別緊急事業を施工する際に必要な工事用道路の用途で利用することに伴い、一時転用として使用貸借権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北西へ約 1200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、西野町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 942 m²です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、湯坂集会所から南東へ約 200m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に6番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 6番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇（仮換地〇〇、〇〇）の計2筆、地目はいずれも田、面積は計224㎡（換地後の面積は計190.55㎡）です。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に7番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 7番の申請地は、下野町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計112㎡です。 庭敷地及び進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った原 潤子推進委員から補足説明をお願いします。

原 潤子 推進委員	申請地は、竹原西小学校から南西へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 11 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。 1 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 7～8 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、下野町〇〇1 筆、地目は田、面積は 985 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、令和 5 年 3 月 30 日付け指令竹農委第 5-5-10 号で許可を受けた土地について、ハザードマップの変更で高潮の対象となり、対策の検討が必要となったことに伴い、工事計画の履行期限を令和 6 年 3 月 29 日までから令和 7 年 3 月 31 日までに延期するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 9～11 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、吉名町〇〇、地目は畑、面積は 704 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、令和 5 年 3 月 30 日付け指令竹農委第 5-5-16 号で許可を受けた土地について、令和 5 年 6 月 30 日付け指令竹農委第 5 変-5-20 号で事業計画を変更したものの、ハザードマップの変更で高潮の対象となり、対策の検討が必要となったことに伴い、工事計画の履行期限を令和 6 年 3 月 29 日までから令和 7 年 3 月 31 日までに延期するものです。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第5、議案第12号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 ＜事務局から令和6年度の最適化活動の目標の設定等について説明＞ 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第6、議案第13号「竹原市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）について」事務局の説明をお願いします。
局 長	追加議案の別紙議案第13号、参考資料の別紙「竹原市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）」をご覧ください。 ＜事務局から竹原市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）について説明＞ 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 7、報告第 5 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 8 ページ、参考資料の 12～14 ページをご覧ください。 令和 6 年 2 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 4 件、筆数は田 18 筆、畑 9 筆の計 27 筆、 面積は 15,248 m ² の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 12～14 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に、日程第 8、報告第 6 号「農地法第 4 条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 9 ページ、参考資料の 15 ページをご覧ください。 令和 6 年 2 月に農業委員会に届出のあった件数、施設の種類、 施設の面積について報告いたします。 件数は 1 件、施設の種類の農業用倉庫、施設の面積は 33.39 m ² です。 詳細につきましては、参考資料の 15 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 6 年第 3 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折